

伏見台校下防災会規約

(兼災害対策本部規約)

第1条 (目的)

この規約は、伏見台校下における住民が自主的な防災活動を行うことにより、地震、洪水、大火災その他の大規模災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

第2条 (名称)

この会は、伏見台校下防災会（以下「本会」という。）と称する。

第3条 (事務所の所在地)

本会の事務所は、金沢市窪5丁目675（伏見台公民館内）におく。

第4条 (事業)

本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災思想・知識の普及、啓発等災害予防活動に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 防災資機材等の整備に関すること。
- (4) 地震等の発生時における災害対策本部設置に関すること
- (5) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、避難誘導、救出救護等災害応急対策に関すること。
- (6) 地震等の発生時における給食・給水に関すること。
- (7) 避難所における運営管理協力活動に関すること。
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第5条 (会員)

本会は、伏見台校下内にある世帯をもって構成する。

第6条 (組織)

本会は地震等の災害発生時に災害対策本部を設置する。（附則別紙1）

第7条 (災害対策本部役員)

1.本会災害対策本部に次の役員を置く。

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 防災会会長 | 1人 |
| (2) 公民館長 | 1人 |
| (3) 社会福祉協議会会長 | 1人 |
| (4) 災害対策本部長（以下「本部長」という。） | 1人 |

- (5) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。） 2人程度
 - (6) 各種団体長 6人
 - (7) 避難所運営委員長（以下「委員長」という。） 各避難所男女各1人
 - (8) 防災士 校下内在住者
 - (9) 各避難所班長 15人
2. 役員職務分担は別途定める。（附則別紙2）
3. 役員選出は会員の互選による。
4. 役員任期は3年とする、ただし再任を妨げない。町連会長、公民館長、各種団体長、防災士はその役職交代の場合は任期を待たずに役員を交代する。

第8条（災害対策本部幹事）

本会災害対策本部役員のうち防災会会長、公民館長、災害対策副本部長、災害対策副本部長、避難所運営委員長を災害対策本部幹事とする。

第9条（会議）

本会に役員総会及び幹事会を置く。

第10条（役員総会）

- 1. 役員総会は本会災害対策本部役員により構成する。
- 2. 役員総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3. 役員総会は、防災会会長が招集する。
- 4. 役員総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他、役員総会が特に認めた事。
- 5. 役員総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

第11条（幹事会）

- 1. 幹事会は、本会災害対策本部幹事によって構成する。
- 2. 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべき事。
 - (2) 総会により委任された事。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めた事。

第12条（経費）

本会の運営に要する経費は、町会連合会からの助成金をもってこれに充てる。金額については町会連合会総会の承認による。

第13条（会計年度）

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第14条（会計及び会計監査）

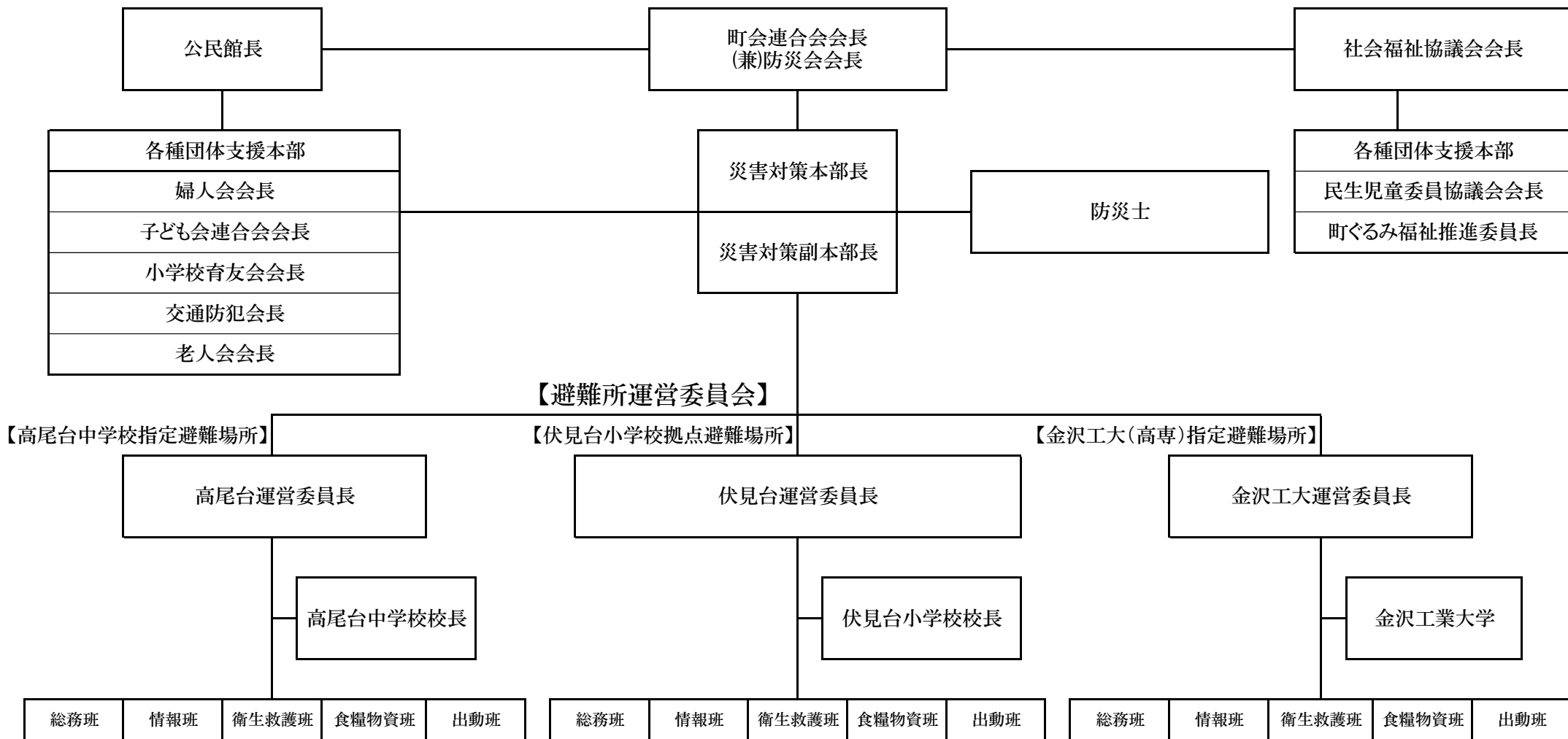
1. 会計及び会計監査は町会連合会会計及び会計監査がこれを兼務する。
2. 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は臨時にこれを行うことができる。
3. 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

（附則）この規約は、平成12年9月1日から施行する。

（附則1）別紙1

（附則2）別紙2

（改正）平成28年4月1日改正



職務分担（非常時と平常時の役割）

| 役員名称 | | 非常時役割分担項目 | 平常時役割分担 |
|------------------------------|-------------|---|--|
| 町会連合会会長(兼)防災会会長 | | ①金沢市の避難指示に基き公民館長、社会福祉協議会、災害対策本部長に避難指示・対策本部設置指示を行う ②避難所管理者、地区支部要員への避難所開設の指示、避難所の安全確認・開錠 ③避難所開設の準備 ④市災害対策本部との連絡・調整(窓口) ⑤防災会災害対策本部への情報伝達 | ①合同防災訓練の実施 拠点・指定避難所別(2年毎)校下合同(5年毎) ②各委員への委嘱状(様式1)の発行 (災害対策本部役員まで) |
| 公民館長 | | ①エリアトークにて各町会会長に避難指示を行う ②避難所開設の準備 ③災害対策本部と調整・協力し各種団体会長への協力依頼を行う | ①各種団体会長への指示徹底と各種団体内部連絡体制の整備指示 |
| 社会福祉協議会 | 社会福祉協議会会長 | ①避難所開設の準備 ②高齢者・一人暮らし世帯の安否確認 ③民生委員、児童委員、福祉推進委員の配置指示 | ①民生委員、児童委員、福祉推進委員の避難所配置計画作成と委員への指示徹底 ②防災会会長へ計画書の提出 |
| | 民生児童委員協議会会長 | ①避難所開設の準備 ②高齢者・児童生徒・未成年者のメンタルヘルスケア | ①民生委員、児童委員、福祉推進委員の避難所配置計画作成と委員への指示徹底 |
| | 町ぐるみ福祉推進委員長 | ①避難所開設の準備 ②高齢者・児童生徒・未成年者のメンタルヘルスケア | ①民生委員、児童委員、福祉推進委員の避難所配置計画作成と委員への指示徹底 |
| 災害対策本部 | 本部長 | ①避難所管理者、地区支部要員と避難所の安全確認・開錠 ②避難所開設の準備(伏見台) ③防災会会長、副本部長との連絡調整 ④報道機関の対応 ⑤防災士・各種団体支援本部と連携し避難所運営の円滑化を図る | ①各町会における防災機材・備品の状況把握 ②各町会における防災組織の状況把握 ③公民館防災室における防災機材・備品の状況把握 |
| | 副本部長 | ①避難所管理者、地区支部要員と避難所の安全確認・開錠 ②避難所開設の準備(高尾台及び金沢工大担当) ③防災会会長、本部長との連絡調整 ④防災士・各種団体支援本部と連携し避難所運営の円滑化を図る | ①各町会における防災機材・備品の状況把握 ②各町会における防災組織の状況把握 ③公民館防災室における防災機材・備品の状況把握 |
| 防災士 | | ①避難所開設の準備(各担当避難所) ②各避難所での運営担当者へのアドバイス及び協力 | ①住民に対する防災啓発活動 ②防災計画・防災訓練計画の企画・立案 ③HUGの実施 |
| 各種団体支援本部 | 婦人会会長 | ①避難所開設の準備 ②所属役員を各避難所開設準備室に派遣 ③避難所運営におけるアドバイス、特に女性支援に協力する | ①婦人会役員の配置計画作成と役員への指示徹底 ②防災会会長へ計画書の提出 |
| | 子連委員長 | ①避難所開設の準備 ②所属役員を各避難所開設準備室に派遣 ③避難所運営におけるアドバイス、特に年少者に対する支援、メンタルヘルスケア | ①子連役員の配置計画作成と役員への指示徹底 ②防災会会長へ計画書の提出 |
| | 小学校育友会会長 | ①避難所開設の準備 ②所属役員を各避難所開設準備室に派遣 ③避難所運営におけるアドバイス、特に年少者に対する支援、メンタルヘルスケア | ①育友会役員の配置計画作成と役員への指示徹底 ②防災会会長へ計画書の提出 |
| | 交通防犯会長 | ①避難所開設の準備 ②主要道路、河川の災害状況の把握・掲示 ③防犯・犯罪情報の把握・掲示 ④交通防犯委員の配置・指示 | ①災害時交通防犯委員の配置計画作成と指示徹底 ②防災会会長へ計画書の提出 |
| | 老人会会長 | ①避難所開設の準備 ②高齢者・一人暮らし世帯の安否確認 ③高齢者への配慮とメンタルヘルスケア | ①老人会所属高齢者の把握 ②老人会に所属しない高齢者の把握 |
| 避難所運営委員会及び各町会担当者(班長が役割分担を指示) | 委員長 | ①避難所管理者、地区支部要員と避難所の安全確認・開錠 ②避難所開設の準備 ③避難所全体の統括管理 ④各避難所管理責任者との情報交換、施設使用に関する調整 ⑤ボランティアの役割分担指示 ⑥高齢者、身障者、幼児、女性等への支援、配慮 | ①対策本部長、各班長と協議協力し、金沢市危機管理課、消防局の協力のもと、様々な運営計画、訓練を実施する |
| | 総務班 | ①避難所開設の準備 ②避難者受付、ボランティア受付、ペット受付の設置 ③避難者の誘導、ペットコーナーの設置・誘導、外国人対応 ④大型物資受入窓口及び設営・管理・保管 | ①避難所設営計画の策定 ②避難所運営計画の策定 ③各家庭における防災上の留意事項の普及啓発 ④各家庭における非常持出しに関する事項の普及啓発 |
| | 情報班 | ①避難所開設の準備 ②各町会情報担当者より安否情報の収集、掲示、報告 ③住宅・道路等被害状況の収集、掲示、報告 ④伝言ボードの設置・運営 ⑤負傷者・疾病者の情報収集 | ①安否情報確認シートの作成・使用訓練の実施 ②安否情報掲示板の作成 ③住宅・道路等被害状況収集計画の策定、掲示板の作成 ④伝言ボードの設置・運営計画の策定 |
| 避難所運営委員会及び各町会担当者(班長が役割分担を指示) | 衛生救護班 | ①避難所開設の準備 ②救護室(保育室)の整備・運営 ③負傷者・疾病者の受入(救護室もしくは個別教室) ④負傷者治療の補助、トリアージ補助 ⑤高齢者・身障者等特別ニーズへの対応・支援 | ①災害発生時救護室開設の準備 ②応急手当・AED取扱いの技術の習得・訓練開催・指導 ③トリアージ訓練の実施 |
| | 食糧物資班 | ①避難所開設の準備 ②食糧及び配布物資の受入・調達・保管・配布 ③炊出し・アルファ米他調理、配給 ④食糧物資の避難所間の運搬 | ①拠点・指定避難場所備蓄庫の確認整備及び備蓄状況の確認・補充 ②炊出し・アルファ米他調理訓練 |
| | 出動班 | ①避難所開設の準備 ②被災者救出補助 ③テント生活者・マイカー生活者誘導 ④ごみ収集場所の設置と管理 | ①倒壊建物救助救出訓練の実施 ②応急担架作製訓練の実施及び指導 ③水パケツ消火訓練・粉末消火器取扱訓練・天ぷら油消火訓練・土糞訓練・煙中体験の実施 |